2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「栄ガス消費生活協同組合関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきの表あて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年二月八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七二五　埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

**様式**

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

栄ガス消費生活協同組合申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

# 公　告

## 諮　事　項

### 工場財団

千葉県野田市西三ケ尾87番地16**日本アトマイズ加工株式会社**の工場財団に茨城県牛久市桂町2200番地47日本アトマイズ加工株式会社つくば工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年１月 28 日

水戸地方法務局取手出張所

### 港湾運送事業財団

横浜市中区本町五丁目49番地**株式会社八楠**の港湾運送事業財団に千葉県市原市八幡海岸通２番地３株式会社八楠千葉港市原市沿岸の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年１月 28 日

千葉地方法務局市原出張所

### 観光施設財団

三重県桑名市長島町浦安333番地**長島観光開発株式会社**の観光施設財団に三重県桑名市長島町浦安333番地長島温泉の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年１月 28 日　津地方法務局桑名支局

### 商業登記抹消公告

新本店　横浜市中区福富町仲通り38福仲ビル203号

旧本店　神奈川県横須賀市追浜東町三丁目27番地

商　号　株式会社ＡＮ　Ｃｏ．

上記に係る平成23年４月21日受付第5733号で登記した本店移転登記は、横浜地方検察庁からの通知により商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成 25 年１月 28 日

横浜地方法務局湘南支局

### 資金移動業者に対する業務停止処分の公告

資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第56条第１項の規定に基づき、下記のとおり、資金移動業者に対して資金移動業の業務の停止を命じたので、同法第58条の規定により公告する。

記

1．商号　ジャパンマネーエクスプレス株式会社

2．代表者の氏名　代表取締役社長　ドル　プラサド　アリアル

3．本店の所在地　東京都港区白金台５丁目22番11号

4．登録番号　関東財務局長第00006号

5．登録年月日　平成22年７月30日

6．処分の年月日　平成25年１月18日

7．処分の内容

⑴　業務の停止範囲

資金移動業に係る全ての業務（為替取引に関し負担する債務の履行の完了など当局が個別に認めたものを除く。）

⑵　業務の停止期間

平成25年１月18日から平成25年２月17日まで

平成 25 年１月 28 日

関東財務局長　菅野　良三

### 相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人が辞任したので、その相続財産の管理人を次のとおり再選任した。

**平成２３年（家）第２１１号**

申立人　職権

本籍宮城県気仙沼市古町１丁目120番地１、最後の住所宮城県気仙沼市潮見町６番１号、死亡の場所宮城県気仙沼市、死亡年月日平成23年３月11日、出生の場所宮城県気仙沼市、出生年月日昭和29年12月13日、職業会社役員

被相続人　亡　吉田　　章

事務所仙台市青葉区片平１丁目５番20号Ｅｖｅｒ－Ｉ片平丁ビル６階　千葉達朗法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千葉　達朗

仙台家庭裁判所気仙沼支部

**平成２４年（家）第１０号**

申立人　職権

本籍宮城県気仙沼市南が丘２丁目８番地２、最後の住所宮城県気仙沼市南が丘２丁目４番１号、死亡の場所宮城県栗原市、死亡年月日平成23年４月15日、出生の場所宮城県本吉郡大島村、出生年月日大正14年５月７日、職業無職

被相続人　亡　畠山みゑ子

事務所仙台市青葉区一番町１丁目17番24号高裁前ビル８階　佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木雅康

仙台家庭裁判所気仙沼支部

**平成２４年（家）第４４号**

申立人　職権

本籍宮城県気仙沼市太田１丁目174番地、最後の住所宮城県気仙沼市中みなと町18番地１、死亡の場所宮城県気仙沼市、死亡年月日平成23年３月11日、出生の場所宮城県本吉郡気仙沼町、出生年月日昭和19年１月26日、職業自営業

被相続人　亡　林　　勝巳

事務所仙台市青葉区一番町２丁目10番26号旭コーポラス一番町Ａ404　及川雄介法律事務所

相続財産管理人　弁護士　及川　雄介

仙台家庭裁判所気仙沼支部

### 相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**平成２４年（家）第３０２３７号**

事務所仙台市青葉区一番町１丁目６番22号シャンボール一番町1202　弁護士法人青葉法律事務所

申立人　弁護士　花島　伸行

本籍宮城県岩沼市押分字与奈10番地、最後の住所宮城県岩沼市里の杜３丁目20番18号、死亡の場所宮城県岩沼市、死亡年月日平成23年12月６日頃、出生の場所宮城県名取郡玉浦村、出生年月日昭和22年４月20日、職業無職

被相続人　亡　菅野　　明

催告期間満了日　平成25年８月15日

仙台家庭裁判所